

改正

平成21年 2 月25日教委規則第 1 号

平成21年 9 月 1 日教委規則第11号

平成26年12月26日教委規則第 8 号

平成28年12月27日教委規則第 7 号

平成29年 9 月27日教委規則第 5 号

杵築市立学校児童生徒就学援助規則

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、杵築市立小中学校に在学する児童及び生徒（法第17条に規定する「学齢児童」及び「学齢生徒」をいう。以下「児童生徒」という。）又は入学予定者（翌年度の杵築市立小中学校の入学予定者で杵築市に住所を有する者をいう。以下同じ。）のうち経済的理由によって就学困難な児童生徒に対し必要な援助（以下「就学援助」という。）を与え、もって義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(交付を受ける資格)

第 2 条 この規則により就学援助の交付を受けることのできる者は、杵築市に住所を有する児童生徒又は入学予定者の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者（その児童生徒又は入学予定者について同法第13条の規定による教育扶助が行われている保護者を除く。）
- (2) 就学援助を受けようとする年度又は前年度において、次のいずれかの措置等を受け、かつ、前号に準ずる程度に困窮していると認められる者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第 1 項の規定に基づく市民税の非課税の措置
 - ウ 地方税法第323条に基づく市民税の減免の措置
 - エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免の措置
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予の措置

置

カ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給

（3） 前各号以外の者で、該当世帯の収入認定額が生活保護法による保護の基準により算出した額の1.3倍以下となる者（前々年度、前年度における所得・課税証明書等による収入額が把握出来ない場合は、直近3月分の収入額（給与証明書等）の平均収入月額等を基に算定を行うものとする。）

2 前項の規定にかかわらず、杵築市教育委員会（以下「教育委員会」という。）において特別の事情があると認められた者は、交付を受けることができる。

（就学援助の方法）

第3条 就学援助は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることができないとき又はこれによることが適当でないときその他就学援助の目的を達するため必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

（就学援助の範囲）

第4条 就学援助は、次に掲げる範囲内において行う。

- （1） 学校給食費
- （2） 修学旅行費
- （3） 医療費
- （4） 義務教育に伴って必要な通学費及び学用品代
- （5） 入学に伴って必要となる学用品費（以下「入学準備金」という。）
- （6） その他義務教育に伴って必要なもの

2 前項第3号の費用については、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病で、学校から治療の指示を受けたものの医療に要する経費に限るものとする。

3 生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている要保護者については、第1項第2号及び第3号に規定する費目について就学援助を行うものとする。

（申請）

第5条 就学援助を受けようとするものは、毎年度、就学援助申請書（様式第1号）を児童生徒の在学する学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、入学準備金については、教育委員会が指定する日までに就学援助（入学準備金）申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し速やかに援助該当者を決定しなければならない。

2 教育委員会は、前項の決定をしたときは、就学援助認定者名簿により、当該学校長に通知をしなければならない。

3 校長は、前項の通知に基づき就学援助を受けることが決定したときは、速やかに、保護者に通知しなければならない。ただし、入学準備金については、教育委員会から保護者に通知するものとする。

(就学援助費の交付)

第7条 就学援助費（以下「援助費」という。）は、就学援助の決定を受けた者（以下「被認定者」という。）に対し、口座振替の方法により交付するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、債主等に直接交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、被認定者は、援助費（入学準備金を除く。）の受領及び支払を学校長に委任することができる。

3 援助費を交付する期間は、教育委員会がその交付を決定した日から当該学年の末日までとする。ただし、入学準備金については、教育委員会が入学予定者の入学準備金の交付を決定した日から入学式の前日までとする。

(異動の届出)

第8条 被認定者は、申請に係る事項に変更が生じたときは、学校長を経由して、直ちに教育委員会に届け出なければならない。ただし、入学準備金については、直接教育委員会に届け出なければならない。

(目的外使用禁止)

第9条 被認定者は、援助費をその目的以外に使用してはならない。

(援助費の交付決定の取消し)

第10条 被認定者が、前条の規定に違反したとき、第2条に規定する資格を失ったとき、又は援助を受ける必要がなくなったときは、第6条第1項の決定を取り消し、援助費の交付を停止する。

(援助費の返還)

第11条 援助費は、返還を要しない。ただし、教育委員会において返還を要すると認めたものについては、この限りでない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の杵築市立学校児童生徒就学補助規則（昭和61年杵築市教育委員会規則第6号。以下「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 合併前の規則の規定により、交付すべきであった補助金の取扱いについては、なお合併前の規則の例による。

附 則（平成21年2月25日教委規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月1日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月27日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月27日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。